政令第二百八十八号

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第二十五条第一項第三号及び第二項第四号並びに第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（家畜人工授精所の開設の許可の申請者の使用人）

第十三条　法第二十五条第一項第三号及び第二項第四号の政令で定める使用人は、法第二十四条に規定する申請者の使用人であつて、家畜人工授精所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者であるものとする。

附　則

この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十九号

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行期日は、令和二年十月一日とする。

法務大臣　三好　雅子
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十号

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十八号まで」を「第四十九号まで」に、「第四十九号」を「第五十号」に改め、第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）

附　則

この政令は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十一号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百五十三　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）

附　則

この政令は、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三